

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、個人向け財務省告示第 年財務省令第六十八号(平成二十八年二月九日)による	
初期利率	振替単位	最低額面金	発行額	用等の法律及びその適	法条項の根拠	名称及び記	個人向け利付国庫債券(固定)	
利子格	利子格	利子格	利子格	利子格	利子格	利子格	利子格	
た 金 額 と し を 支 払 う 。式 た だ よ り 、算 支 払 し 払	期 成 〇 ・ 十 〇 次 八 年 七 月 セ ン 十 ト 百 五 円 日	平 年 額 成 る の 記 替 法 の 規 定 に 記 録 は よ る 最 低 額 面 金 簿	平 年 額 成 る の 記 替 法 の 規 定 に 記 録 は よ る 最 低 額 面 金 簿	一二 万 九 万 九 万 九 百 六 千 六 百	額 面 金 額 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。そ の 規	社 債 、 株 式 等 の 振 替 法 「 振 替 法 」 と い う 。こ の 規	特 別 会 計 に 關 す る 法 律 (平 成 十三 年 法 律 第 七 十 五 号) 第 四 十 六 号 。	個人 向 け 利 付 国 庫 債 券 (固 定)

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

(一) 式 次 う 九 中 平 利 每
 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
 て そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
 利 子 を 支 払 う 。
 成 三 十 一 年 一 月 十 五 日
 途 換 金 額 百 円 に つ き 百 円
 本 銀 行 の 本 店 又 は 支 店
 一 月 十 五 日 以 後 に お い て 行 十
 五 日 か ら ま で 平 成 二 十 九 年 一 月
 金 額 に よ り 算 出 し た 金 額 と ぞ れ
 の 算 金 額 は 、 平 成 二 十 九 年 一 月
 金 額 一 (利 子 に 相 当 す る 金 額)
 × $\frac{79.685}{100}$ × 2 - 受 入 経 過 利 子
 に 相 当 す る 金 額
 お 金 額 は 、 受 入 経 過 利 子
 に お い て 同 じ 。)
 金 額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

୩
୮
୮

(二) 平成二十九年七月十五日以後の場合
額面金額十経過利子に相当する金額
$$\times \frac{79.685}{100} \times 2$$

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
の特例中途換金十七)

昭和二十五年法律第七十三号
第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前（平成二十一年法律第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）死亡したときにはその相続

（一）にの途も、當該個個人向ヶ國債を有する者には、當該個個人向ヶ國債の中で、次式による算出額とぞれの額とする。
（二）の額るるるする金額）

（昭和二十九年一月十五日から平成二十九年七月十五日まで）の間の場合、面金額 $\times \frac{79.685}{100}$ （利子に相当する金額）+（利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ ）+経過利子に相当する金額）-（経過利子に相当する金額）

（昭和二十九年一月十五日以前の場合は、面金額-（経過利子に相当する金額）-（経過利子に相当する金額））

払元
場利所
金支

日本銀行